

○警察庁旅費取扱規則に基づく神奈川県警察本部長の旅行命令等の権限の委任及び代理に関する規程（概要）

（平成7年3月31日神奈川県警察本部訓令第9号）

この訓令は、警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号）第4条第1項の規定に基づく神奈川県警察本部長の旅行命令等の権限の委任及び代理に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 目的
- 委任
- 代理

等である。